

高取町空き家リフォーム工事補助金のご案内

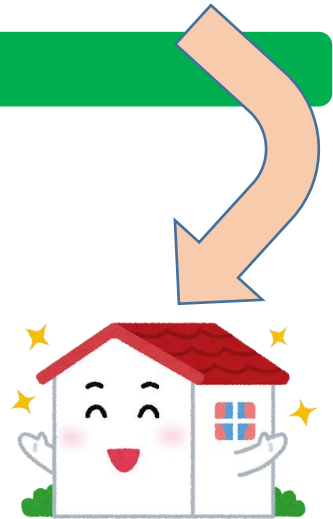
高取町へ移住するため、購入した空き家をリフォームする方に対して、経費の一部を助成します。



○補助の対象となる空き家（次のいずれの要件も満たす物件）

- (1) 町内にある空き家であること
- (2) 空き家とその土地について、所有者が同じであること
- (3) 併用住宅の場合、延床面積の2分の1以上を住宅として使用すること
- (4) この補助金により、既にリフォームを行っている物件でないこと
- (5) 申請日が売買の日（＝所有権移転登記の原因日）から1年以内の物件であり、申請日と同じ年度内の2月末日までに工事完了及び実績報告が行えること

※転売目的のリフォームは対象としません。




○補助の対象者（次のいずれにも該当する方）

- (1) 市区町村税等の滞納のない方
- (2) 申請日時点で、入居予定の全員が本町の住民基本台帳に記録されていない方
- (3) 補助金の交付を受けた日と同じ年度内に居住を開始する見込みの方
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない方
- (5) 高取町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

○補助の対象経費

空き家の機能又は性能の維持向上のために行うリフォーム工事（下表）の実施に要する経費

工事種別	内容
修繕又は模様替 	<ul style="list-style-type: none">・内壁、サッシ、ドア、床及び天井の補修、張替え又は塗替え、畳襖の表替え・玄関等出入り口の補修又は付替え・建具の取替え・間取り替え・風呂釜、給湯器の修繕または交換・台所、風呂、便所、排水口等の改善・屋根、雨樋、家屋外壁の補修
増改築	増改築
その他	上記工事で発生した不要物の解体・撤去

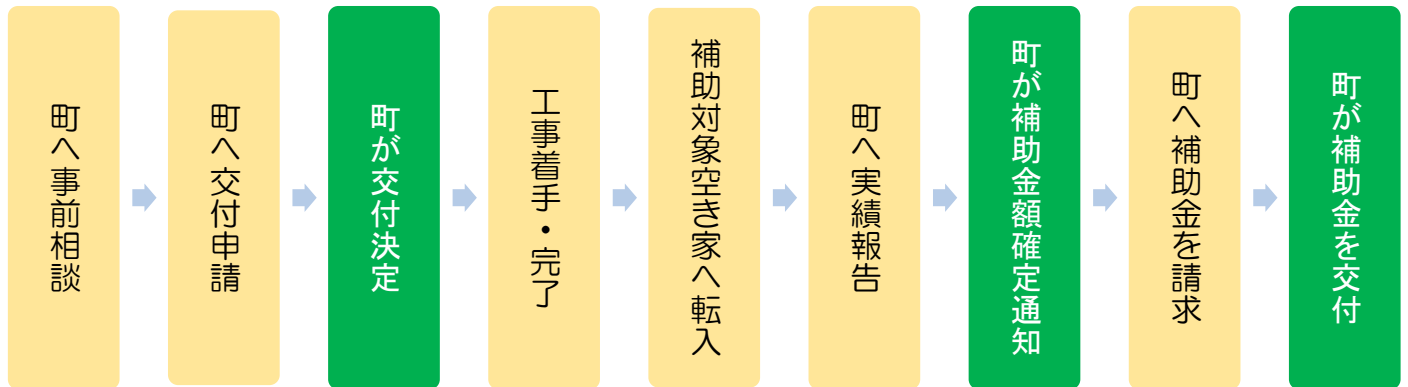
※DIY も対象となる場合があります。ご相談ください。

○補助金の額

補助率・・・補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て）

補助限度額・・・100万円

申請手続きの流れ



交付申請に必要な書類

高取町空き家リフォーム工事補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）

添付書類：申請者及び入居予定者全員の住民票／補助対象者の町税等の滞納のない証明書／補助対象空き家の売買契約書の写し／補助対象空き家及びその土地の登記事項証明書（履歴事項全部証明書で、交付申請日より3か月以内に交付されたもの）／リフォームの見積書（内訳の記載のあるもの）／リフォームの実施箇所及び内容が確認できる図面／リフォーム着工前の写真

実績報告に必要な書類

高取町空き家リフォーム工事補助金実績報告書（様式第8号）

添付書類：補助対象者及び入居者全員の住民票／補助対象事業の請求書（内訳含）の写し／補助対象事業の支払が確認できる書類の写し／補助対象事業を実施した箇所の現況写真

留意事項

1. 交付決定前に工事に着手している場合は、補助対象となりません。
2. 本町の他の制度による補助の対象となっている場合は、当該補助を受けた額を補助対象経費から控除します。
3. 工事は必ず交付決定を受けた年度内に完了し、工事完了日から30日以内又は交付申請年度の2月末のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。
4. 5年以内に別の住宅へ引っ越したときや、補助対象空き家を転売したときは、補助金を返還する必要があります。
5. 詳細は高取町空き家リフォーム工事補助金交付要綱を確認してください。

問合せ先：高取町まちづくり課 TEL:0744-52-3334